

ご説明資料

(東日本大震災支援全国ネットワーク 現地会議 in 岩手)

- 1 ボランティア活動参加についての各方面への働きかけについて
- 2 ボランティアセンターの登録・活動者数の推移について
- 3 ボランティアセンター、NPO に対する資金的な支援について
- 4 被災地における高齢者対応策について

平成 23 年 6 月 3 日
内閣官房震災ボランティア連携室

内閣官房

震災ボランティア連携室

東日本大震災の被災地におけるボランティア活動参加
促進に関する要請行動（5月27日実施）等について

5月27日の閣僚懇談会における、内閣官房長官発言（別添1）を踏まえ、日本経済団体連合会、経済同友会及び日本商工会議所に対し、東日本大震災の被災地におけるボランティア活動参加促進に關し、要請を行いました。（別添2）

また、内閣官房震災ボランティア連携室長から、観光庁長官に対し、ボランティア活動に移動や宿泊の手段を組み合わせたツアーの造成等について、観光業界に対する働きかけを要請しました。（別添3）

なお、政府部内においても、職員のボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、同様の趣旨で関係団体、関係業界にも周知していただくよう依頼しております。（別添4）

今回の要請等は、今後ますます拡大・多様化すると見込まれるボランティア活動に対する被災地のニーズに対応し、できるだけ多くの方々にボランティア活動にご参加いただきたいとの趣旨から行つたものです。

東日本大震災の被災地におけるボランティアの確保について

平成二十三年五月二十七日（金）閣僚懇談会
官 房 長 官 発 言 要 旨

東日本大震災の被災地におけるボランティアの確保について、一言申し上げます。

被災地においては、大型連休期間中に約八万人、発災後延べ約三十万人にのぼるボランティアの方々が泥の除去、片付け、炊き出し等多様な活動を行い、被災地の生活支援に大きな役割を果たしています。

今後、高温多湿の時期を迎えるに当たり、衛生面からも泥の除去がより一層急がれるとともに、避難所や仮設住宅における心のケアや、復興のための街づくりプランなど、ボランティア活動の対象範囲は拡大し、かつ多様化することが見込まれます。

政府としては、ボランティアの受入れ体制の充実、ボランティア活動の充実、ボランティアに行きやすい環境づくり等について必要な措置を講じるとともに、関係方面に対する働きかけや情報提供を行うこと等により、被災地におけるボランティアの確保に努めてまいります。

各閣僚の皆様におかれては、ボランティア活動への積極的な参加について、職員に呼びかけるとともに、関係団体、業界等にも働きかけていただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、国家公務員については、東日本大震災に係るボランティア休暇の上限日数を五日から七日に引き上げる等の特例措置を講じています。

また、国民の皆様におかれては、ボランティア活動への参加を始めとして、それぞれのお立場で被災された方々に心を寄せ、被災地の復旧・復興に向けた取組に御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

平成23年5月27日

東日本大震災の被災地におけるボランティア確保に関する要請書

この度の東日本大震災に係る復旧・復興支援につきましては、貴団体及び傘下企業・団体から多大なるご支援、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、政府は発災直後の平成23年3月16日に内閣官房に震災ボランティア連携室を置き、震災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、環境整備に努めています。

現在、被災地におけるボランティア活動については、各市町村の社会福祉協議会、NPO・NGO団体等がボランティア希望者の受け入れを行っています。大型連休期間中に約8万人、発災後延べ約34万人にのぼるボランティアの方々が泥の除去、片付け、炊き出し等多様な活動を行い、被災地の生活支援に大きな役割を果たしています。

今後、高温多湿の時期を迎えるに当たり、衛生面からも泥の除去がより一層急がれるとともに、避難所や仮設住宅における心のケアや、復興のための街づくりプランなど、ボランティア活動の対象範囲は拡大し、かつ多様化することが見込まれます。一方で、大型連休以後は大学等の授業も本格化することから、夏季休暇までの間、学生ボランティアの減少が懸念されます。

政府としては、ボランティア受入れ体制の充実、ボランティアに行きやすい環境づくり等について、必要な措置を講じるとともに、関係方面に対する働きかけや情報提供を行うこと等により、被災地におけるボランティアの確保に努めてまいります。なお、国家公務員については、東日本大震災に係るボランティア休暇の上限日数を五日から七日に引き上げる等の特例措置を講じた上で、ボランティア活動への積極的な参加を呼び掛けているところです。

貴団体におかれましても、事情ご賢察の上、会員各位の企業・団体に対し、ボランティア休暇制度の整備及び活用促進を図るとともに、社員及びOBの方々に対しボランティア活動への積極的な参加を呼びかけていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、各被災地におけるボランティアの受入れ状況、ボランティア参加に当たっての留意事項等、必要な情報については、震災ボランティア連携室(連絡先:03-3581-4550)にお問い合わせ下さい。なお、同室が連携している民間のウェブサイト等にも、別紙のとおり情報を掲載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

日本経済団体連合会会長
米倉 弘昌様

内閣官房長官

(同文)
経済同友会代表幹事 長谷川 閑史あて
日本商工会議所会頭 岡村 正あて

平成23年5月27日
事務連絡

観光庁長官
溝畠 宏 様

内閣官房震災ボランティア連携室長
湯浅 誠

内閣官房震災ボランティア連携室は、発災直後の平成23年3月16日に設置され、震災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、環境整備に努めています。

現在、被災地におけるボランティア活動については、各市町村の社会福祉協議会、NPO・NGO団体等がボランティア希望者の受け入れを行っています。大型連休期間中に約8万人、発災後延べ約34万人にのぼるボランティアの方々が泥の除去、片付け、炊き出し等多様な活動を行い、被災地の生活支援に大きな役割を果たしています。

今後、高温多湿の時期を迎えるに当たり、衛生面からも泥の除去がより一層急がれるとともに、避難所や仮設住宅における心のケアや、復興のための街づくりプランなど、ボランティア活動の対象範囲は今後拡大し、かつ多様化することが見込まれます。一方で、大型連休以後は大学等の授業も本格化することから、夏季休暇までの間、学生ボランティアの減少が懸念されます。加えて、被災地においては、ボランティア希望者の宿泊場所の確保が困難な場合が多く、より多くの方々にボランティア活動に参加いただく際の障害となっています。

政府としては、ボランティア受入れ体制の充実、ボランティアに行きやすい環境づくり等について、必要な措置を講じるとともに、関係方面に対する働きかけや情報提供を行うこと等により、被災地におけるボランティアの確保に努めることとしており、本日、内閣官房長官が閣僚懇談会においてその旨の発言を行ったところです。

ボランティアの確保に当たっては、宿泊、移動手段、食事の確保につき、受入側・参加側双方の負担を軽減しつつ、被災地の経済的復興にも寄与するという点で、旅行商品が果たす役割は大きいと考えております。つきましては、観光庁におかれでは、ボランティア活動と移動手段をセットにしたいわゆるボランティアパッケージの造成、ボランティア活動と被災地域周辺の宿泊を組み合わせたツアーの造成、外国人もターゲットに含んだ積極的なプロモーション販売等、ボランティア活動と地域観光振興をタイアップさせた「ボランティア・ツーリズム」の推進について、観光関係企業・団体に対し働きかけていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、各被災地におけるボランティアの受入れ状況、ボランティア参加に当たっての留意事項等の情報については、当室が連携している民間のウェブサイト等に集約して掲載しておりますので、あわせて周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

観参経第24号
平成23年5月27日

社団法人 日本旅行業協会会長
金井 耕 様

観光庁長官 溝畠 宏

「ボランティア・ツーリズム」の推進について（要請）

この度の東日本大震災に係る復旧・復興支援につきましては、貴団体及び貴下会員企業・団体から多大なるご支援、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、被災地におけるボランティアの確保につき、別紙1のとおり、内閣官房から要請がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、ボランティア活動と移動・宿泊をセットにしたいわゆるボランティア・パッケージの造成、ボランティア活動と被災地域周辺の観光を組み合わせたツアーの造成、外国人もターゲットに含んだ積極的なプロモーション販売等、ボランティア活動と地域観光振興をタイアップさせた「ボランティア・ツーリズム」の推進について、貴下会員企業・団体に対し働きかけていただきますようお願い申し上げます。

なお、各被災地におけるボランティアの受け入れ状況、ボランティア参加に当たっての留意事項等の情報については、内閣官房震災ボランティア連携室が連携している民間のウェブサイト等に別紙2のとおり集約して掲載されておりますので、御参考にしていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

事務連絡
平成23年5月27日

各府省庁人事担当課長様

内閣官房震災ボランティア連携室長
湯浅 誠

東日本大震災の被災地におけるボランティア活動の参加促進について（依頼）

本日の閣僚懇談会におきまして、官房長官より、別添1のとおり、東日本大震災の被災地におけるボランティアの確保についてご発言がありました。

つきましては、ボランティア休暇、年次有給休暇、休日等を利用したボランティア活動への積極的な参加について、所属職員に呼びかけいただくとともに、同様の趣旨を関係団体、関係業界にもご周知いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、ボランティア活動を受け付けている市町村や民間団体についての情報、参加に当たっての留意事項等につきましては、別添2のとおり、当室が連携している民間のウェブサイト等に集約して掲載しており、官邸ホームページからアクセスが可能です。ボランティア活動参加に当たっての参考として、あわせて周知いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

<連絡先>

内閣官房震災ボランティア連携室

担当：西田、羽多野、新免

mail: shiro.nishida@cas.go.jp

kazuma.hatano@cas.go.jp

hiroaki.shinmen@cas.go.jp

tel: 03-3581-4550

fax: 03-3581-8932

東日本大震災への対応～首相官邸災害対策ページ～

[TOPページへ](#)

[政府の地図情報・生活支援【東日本大震災への対応】](#)

まずご覧ください。

■東電福島原発・放射能関連情報はこちら

●福島県の一部地域で産出される原本いいたけ(露地)の出荷制限の解除について

国の暫定基準値を超える放射性物質が検出されたため、4月13日から出荷制限していた福島県川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)で産出される原本いいたけ(露地)について、その後の検査で3回連続で基準値を下回り、安全性が確認されたので、制限を解除しました。詳しいは[こちら](#)。

〔更新 5/21〕

●東電福島第一原発事故で被災された方に対する政府の当面の取組方針について

原子力災害対策本部は、「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」および「原子力被災者支援等に際する当面の取組方針」を決定しました。

【参考リンク】[原子力被災者への支援に関する当面の取組方針](#)

【参考リンク】[東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組方針](#)

〔更新 5/17〕

●東電「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」の進捗状況について

東京電力が「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」の進捗状況について、とりまとめました。(※毎週日曜日更新)

〔更新 5/13〕

●夏の電力需給対策

電力需給緊急対策本部で、この夏の電力需給の総合的な計画を決定しました。東京電力と東北電力管内の企業やご家庭におかれましては、15%を目指とした節電にご協力をお願いいたします。節電対策メニューごとの節電効果などの情報もご紹介しています。一般家庭の方は[こちら](#)、中小企業など小口需要家の方は[こちら](#)からご覧ください。

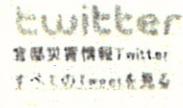
〔更新 5/13〕

●食品に関する出荷制限の一覧は[こちら](#)

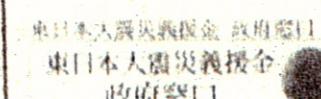
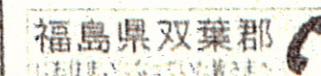
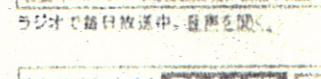
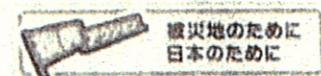
※食品に関する指令の実績(出荷制限及び供取制限の指示の一覧)をご覧ください。

〔更新 5/23〕

→ [すべて表示](#)



首相官邸Twitter
すべてのTweetを見る



東日本大震災への対応～首相官邸災害対策ページ～

[TOPページへ](#)[トップ > 緊急直面災害対策ページ](#)

-  [被災された方へ](#)
-  [いのち](#)
-  [命](#)
-  [土地](#)
-  [その他](#)
-  [国民の皆様へ](#)
-  [支援をお考えの方へ](#)

支援をお考えの方へ



ボランティア活動

●ボランティア活動への参加をお考えの方へ

津波により大きな被害を受けた沿岸部を中心として、泥のかき出し、片付けなどに多くの人手が必要となっています。

ボランティア活動への参加をお考えの方は、次の点に注意してくださるようお願いします。

・ボランティアの業務内容や受け入れ状況は、地域ごとに異なり、また毎日変動します。現地に行かれる前に、各地に設置されている災害ボランティアセンターの情報を、ホームページなどにより十分確認してください。

・ボランティアバスやボランティアツアーやを利用し、まとまった形で現地入りしていくことにより、効率的な活動につながります。

・現地滞在中の食事、宿泊場所等はご自身で準備いただくことが基本です。安全のために十分な装備を準備するとともに、万が一に備えて、ボランティア保険に加入しましょう。

応募できるボランティアの範囲や要件等の留意事項など、詳しくは、全国社会福祉協議会のサイトや、厚生労働省ホームページや内閣官房震災ボランティア連携室と連携した民間サイト等で情報を提供しておりますので、以下のサイトを通じてご確認ください。

<http://www.tohoku-gogo.bousai-niekiatsukusho.volunteer.tokokutekkyou.com>

ボランティア活動に対するニーズは、大型運送以降も更に拡大し、その内容も多様になることが想定されます。引き続き国民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。(内閣官房・厚生労働省)

●ガレキ処理

倒壊した建物などのガレキ処理の際には、骨を踏み抜いたり、有害な粉じんを吸い込むなどの危険を伴います。安全にガレキ処理を行うために必要な準備などについてまとめました。(厚生労働省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/keizai/toukei/200901/ps/ps01.htm

●学生のボランティア活動

被災地等で学生が安心してボランティア活動に参加できるように、政府は大学、短大や高等専門学校に対し、補講や追試での履修対応や、ボランティア活動の単位認定等をお願いしています。(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/keizai/toukei/200901/ps/ps01.htm

寄附等

●地方自治体・国への寄付の方法

個人や企業などから、地方自治体や国・国立大学法人などへお金や物を寄付する際の連絡先などをまとめました。(被災者生活支援特別対策本部)

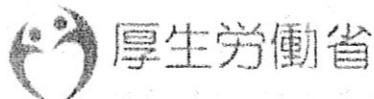
<http://www.masisiipu.bousai-niekiatsukusho.tohoku-tekkyou.com>

●エコポイントの被災地への寄附

家電や住宅のエコポイントを1点1円で被災地に寄附できます。詳しくは、家電エコポイントについては[こちら](#)、住宅エコポイントについては[こちら](#)をご参照ください。(環境省、経済産業省、税務省、国土交通省)

●ふるさと寄付金

「ふるさと寄付金」制度を活用し、被災地以外の出身の方でも復興支援ができます。



東日本大震災のボランティアを希望している皆様へ

緊急支援活動実施要領

【東日本大震災のボランティアを希望している皆様へ】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の大規模災害となり、皆様の中には、被災した方々の支援をするため、被災地に駆けつけたいとお考えの方もいらっしゃると思います。

応募できるボランティアの範囲や要件等の留意事項については、現地の社会福祉協議会のホームページや以下の関連のホームページで情報提供されておりますので、参加に当たっては事前に十分に確認していただきますようお願いいたします。

・全国社会福祉協議会「被災地支援・災害情報ボランティア情報」

URL <http://www.sbfk.org.com>

・助けあいジャパン(内閣官房震災ボランティア連携室と民間との連携プロジェクト)

URL <http://tasukeaijapan.jp>

・東日本大震災支援全国ネットワーク(今回の震災における被災者支援のために結成されたネットワーク組織)

URL <http://www.jpn-civil.net>

3.11 教遇情報サイト



助けあいジャパン

内閣官房震災市長アドバイス窓口案 連携プロジェクト
E-mail: Disaster_Bureau_informations_Portal_Tesukeeri_Japan

トヨタ車の助ける入り口 教科・教科本と教科の解説情報

お通ながい正確な情報をお聞きなさい。
お通ながい知識をもとお聞きなさい。
お通ながい知識をもとお聞きなさい。

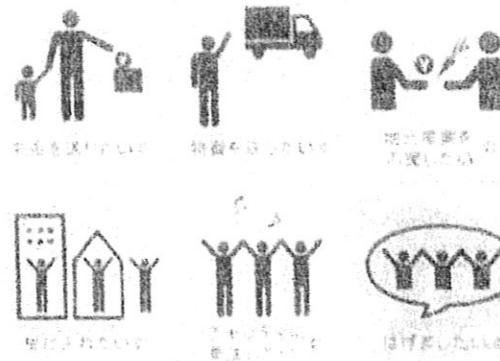
本行之總行司理人
5月26日 (三) 8

37 44 37

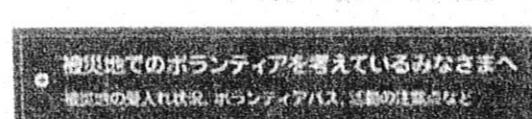
政府・省庁などからの最新情報

Digitized by srujanika@gmail.com

高い入り口 開けた扉の高さが、人間の頭より高いところに位置するものを指す。頭をもたない生き物は、その頭が構造をまとめていて、



ボランティアする人に読んでもほしいこと



- | |
|--|
| 運動が出来るまでに歩き、走り、跳ぶなどの運動を実施する(連携協定) 05.09
担当者) |
| 東北新幹線は全線が開通するまでは、JR東日本が運行料金を支払う一方で、新幹線に出てきた乗客をタクシーやタクシー会社が受け入れる形で、JR東日本が運営する「タクシーバス」が運営する車両を用いて運送を行なう。新幹線が開通するまでは、JR東日本はJRバスの車両を用いて運送を行なう。 |
| 連携協定による運動参加を実施しているところ 04.25
担当者) |
| 一時休業期間を設けないまま運営を継続され、東京都教育局と連携実現 04.15
担当者) |
| 運動が出来ない場合に、歩き、走り、跳ぶなどの運動を実施する(連携協定) 04.15
担当者) |
| 成年地元団体が委嘱された活動計画を実施する(連携協定) 04.15
担当者) |
| 地元団体が委嘱された活動計画を実施する(連携協定) 04.01
担当者) |
| 地元団体が委嘱された活動計画を実施する(連携協定) 03.26
担当者) |

[高齢者情報](#)

開発リンク



3.11 救援情報サイト

助けあいジャパン



内閣官房震災ボランティア連携室 連携プロジェクト

3.11 Disaster Relief Information Project, Tasukeai Japan
内閣官房震災ボランティア連携室 Disaster Relief Information Center, Ministry of Internal Affairs

トゥップルーム　助けあいの入り口　政府・省庁などからの最新情報

できるだけ正確な情報をとどけること。
助けあい気持ちがある人の、サイトをきっかけになること。
そして、過去にないところ、つながる関連事をつくること。

助けあいの入り口　～被災地でのボランティア活動～

募集

・必要な物や手配方法について

助けあいの入り口　～被災地でのボランティア活動～　政府・省庁などからの最新情報



ボランティアしたい

かたことで「ボランティア」といっても、様々ななかたちがあります。
ボランティアをしたいものであること、やりたいこと、必要とされているボランティアなどを
正確にしっかりと結びつけることが大切です。



現地でボランティアしたい



現地以外からボランティアしたい

現地で、現地以外から。さらに、気力や物資の仕分けなどの「体力系」、子どもの遊びや学習支援、お年寄りの介護などの「プログラム系」、医療、外傷語や手話の通訳、撮影指導、カウンセリングなどの「専門系」、片の知識を生かした「情報ボランティア」などの二ースがあります。

助けあいジャパンが集めたボランティア情報が掲載されているサイトを紹介します。

「現地以外からボランティア」の情報も多数掲載されています。「自分の住んでいる場所の近くで募集」、現地に行ってボランティア活動」や「現地で募集→現地でボランティア活動」といった探し方ができます。また、募集している団体の活動要領や役割によって、「体力系」「専門系」などの二ースもわかります。一つ一つの情報をよく見て、自分が志すボランティア活動を見つけてください。



このページは、現地でボランティアをするための情報が載っています。現地でボランティアをするためには、現地の状況をよく理解する必要があります。現地の状況は日々変化している可能性もありますので、募集先のホームページをご覧になって、最新情報を確認するようにしてください。翻訳がなければ、現地でボランティアをすることがあります。

助けあいジャパンでは、学生の方のや、がながれ東日本大震災ボランティア支援センター、心の声に協力により、全国の県・市・市町村の情報がデータ化され、資料を利用できるWEBサイトとして安心提供しています。ただし、ごく一部組織がある場合は、データを活用して有効なデータ収集の機能も併せて持っています。

現地でボランティアをする場合、

お問い合わせ・データ・情報の掲載・内容の修正をご希望の方はお問い合わせフォームよりお問い合わせください。TEL：045-321-2444、FAX：045-321-2445、E-mail：tasukei@minna.go.jp

ボランティア情報は、各県の社会福祉協議会のホームページや「災害ボランティアセンター」でも入手できます。

青森県社会福祉協議会ホームページ
・青森県社会福祉協議会ホームページ
・地域振興ボランティアセンター
・仙台市災害ボランティアセンター
・福島県災害ボランティアセンター
・宮城県社会福祉協議会ホームページ
・千葉県災害ボランティアセンター

◎ 被災地でのボランティアを考えているみなさまへ　被災地の受け入れ状況、ボランティアバス、活動の注意点など

助けあいジャパン 被災地でのボランティアを考えているみなさま



防災・災害情報



3.11 救援情報サイト 助けあいジャパン

内閣官房震災ボランティア連携室 運営プロジェクト
3.11 Disaster Relief Information Project, Tsukuei Japan

このページは、助けあいジャパン（政府・各種団体からの最新情報）

（できる限り正確な情報を）としていること。
車両貸し出しがある、etc. など本件へつながる事
件で過去にしないこと、etc. など将来をつける力の

「防災・災害情報」を運営するための情報

（防災・災害情報）を運営するための情報

被災地でのボランティアを考えているみなさまへ

■ 市長メッセージ

被災地から出て連れてくる主な要望を踏まえて、以下のボランティアを整理してお伝えします。
【スクリーン】を読む

■ ボランティア募集状況

- 特定の地域での募集情報などを
- 被災地の災害ボランティア活動の募集（募集中）

■ ボランティアバス募集状況

現地への交通・宿泊場所などがセットになった車両を中心とした車両を、政府・民間団体が募集情報
を発信。全国の社会福祉協議会や、NPO、民間企業が募集を行っています。
【詳細】情報は次の通り

■ FAQ

被災地でのボランティアに関するよくある質問をまとめました。
【詳細】を見る（FAQ）



ハート用意
ダウンロード

資料2

平成23年5月31日

内閣官房震災ボランティア連携室

岩手県・宮城県・福島県の災害ボランティアセンターに登録し活動を行った人数

期間	3県計	岩手県	宮城県	福島県
3月(21日間)	54,200(2,581)	11,900	26,600	15,700
4月(30日間)	147,900(4,930)	34,800	92,600	20,400
5月(29日間)	161,500(5,569)	45,600	86,600	29,300
5月22日までの累計	363,600(4,040)	92,300	205,800	65,400

GW前 (3/11~4/28 計49日間)	183,900(3,753)	42,800	107,800	33,300
GW期間 (4/29~5/8 計10日間)	81,200(8,120)	19,400	45,500	16,400
GW後 (5/9~5/29 計21日間)	97,800(4,658)	30,000	52,200	15,900

<GW期間内訳>

4月29日	7,500	1,600	4,700	1,200
30日	10,400	2,300	6,400	1,600
5月1日	9,800	2,300	5,700	1,800
2日	8,300	1,800	4,900	1,700
3日	11,500	2,800	6,200	2,500
4日	11,200	2,500	6,200	2,500
5日	6,900	1,800	3,500	1,700
6日	5,100	1,800	2,100	1,100
7日	5,700	1,300	3,100	1,200
8日	4,800	1,100	2,700	1,100

期間	3県計	岩手県	宮城県	福島県
----	-----	-----	-----	-----

<週ごとの人数(それぞれ月曜日から日曜日まで)>

3月11日～3月13日	500	200	0	300
～3月20日(日)	12,000	3,000	5,600	3,400
～3月27日(日)	27,700	5,400	12,600	9,700
～4月3日(日)	28,300	6,200	17,400	4,700
～4月10日(日)	31,000	6,900	19,100	4,900
～4月17日(日)	36,000	8,600	23,000	4,400
～4月24日(日)	31,500	8,000	20,200	3,300
～5月1日(日)	45,000	10,600	27,000	7,400
～5月8日(日)	53,800	13,300	28,700	11,800
～5月15日(日)	34,300	9,200	19,200	6,000
～5月22日(日)	33,900	10,900	17,300	5,800
～5月29日(日)	29,600	9,900	15,700	4,100

<発災時から1か月単位の累計>

4月11日(月)	103,500	23,000	57,000	23,400
5月11日(水)	172,800	41,400	102,900	28,400

(注)

- ・全国社会福祉協議会のとりまとめ(5月31日現在)より作成。
- ・各地の災害ボランティアセンターに登録し、活動したボランティアの数をまとめたものであり、災害ボランティアセンターに登録せず、NPO・NGOや各種団体経由で直接活動を行うボランティアの数は含んでいない。
- ・カッコ内は1日当たりの平均人数を示す。
- ・100人単位の概数のため端数処理により合計が合わない部分がある。

ボランティアコーディネーターに対する国の補助について

セーフティネット支援対策等事業実施要綱

(平成17年3月31日社援発第0331021号社会・援護局長通知)

(3) 地域福祉増進事業

イ 地域福祉支援事業

(イ) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、又は高齢者世帯が地域において安定した生活を送れるようにするため、低所得者世帯等に対して必要な援助指導及び資金の貸付等を行う事業

第一次補正予算で災害援護貸付等として606億円を確保

柔軟な運用を可能とする

① 平成23年5月12日事務連絡「平成23年度第一次補正予算に計上した生活福祉資金貸付事業の事務費及びホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業の活用について」

○ 生活福祉資金貸付制度は、単に資金貸付けのみならず、「相談支援」「自立支援」も事業目的としており、そのため、

- ・ 派遣期間中に代替職員を雇い上げる経費や、
- ・ 社会福祉協議会が実施しているボランティア関係の派遣に要する経費全般

についても、補助対象(全額補助)とすることが可能。

(厚生労働省の資料に基づき内閣官房震災ボランティア連携室において作成)

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災対応事業）

趣 旨

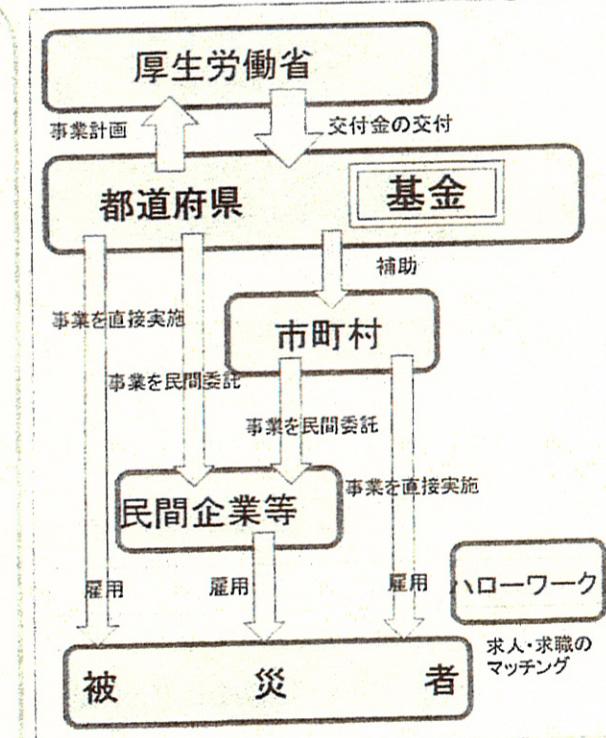
- 今般の東日本大震災により、東北地方の沿岸部を中心に、多くの方がその生活基盤を奪われ、被災地内外での避難生活を余儀なくされていることから、被災された方々の雇用の場を早急に確保することが重要な課題となっている。
- このため、重点分野雇用創造事業等の雇用創出のための基金事業について、実施要件の緩和と基金の積み増しにより、被災された方々の雇用機会を創出する事業を実施する。

震災対応事業の概要

- ◆ 重点分野雇用創造事業の基金を積み増して(23年度補正予算:500億円)拡充し、「震災対応事業」として、被災した失業者の雇用機会を創出する事業を実施。
- ◆ 事業概要
 - 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
 - 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。
- 【事業例】
 - ・ 仮設住宅における高齢者の見守りや配食サービスを行う事業
 - ・ 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業
 - ・ 子どもの一時預かりや子育て支援を行う事業
 - ・ 農水産物や観光地のPR事業
- ◆ 対象者
 - 被災求職者(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。)
- ◆ 実施要件
 - 「震災対応事業」で実施する事業は、原則として、被災求職者を雇用。
 - 事業費に占める新規に雇用される被災求職者的人件費割合は1／2以上。

- ※ 緊急雇用創出事業でも、震災対応事業と同様の取組みが可能。
- ※ 雇用期間の更新については、被災求職者については、震災対応事業を含む重点分野雇用創造事業、緊急雇用創造事業ともに複数回更新可とする。

《事業スキーム》



雇用機会の創出

緊急雇用創出事業実施要領（抜粋）

第10 事業計画全体としての要件等

（抜粋）

また、基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。

雇用創出基金事業を活用した「震災対応」事業例

国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業である「重点分野雇用創造事業」で、対象分野に新たに「震災対応分野」を追加するなどの実施要件が緩和されました(4月5日)。

このため、自治体が直接、あるいは企業やNPO、商工会、農協、漁協等に委託することにより、被災された方々を雇用し、例えば以下のような業務に携わって頂くことができますので、積極的に活用下さい。

避難所・仮設住宅などでの活用

○ 被災者自身による避難所等の運営

- 飲食の配膳、清掃
- 食料・資材の調達・運搬

○ 避難所・仮設住宅などでの安全・安心の確保

- 安全パトロール
- 高齢者・障害者の見守り
- 子どもの一時預かり、学習支援
- 仮設診療所の設置
- 保健指導、心のケア

○ その他

- 運行バスの運転(学校等の送迎)
- 仮設住宅管理事務補助

行政事務での活用

○ 増加した行政事務の補助

- 住民票等受付・発行
- 電話交換業務
- 来庁者の窓口案内、整理・誘導

○ 震災に対応した行政事務の補助

- 義援金給付事務補助
- 支援物資の仕分け・梱包・配送
- 避難所等の巡回相談
- 避難所等のニーズ調査・把握
- 避難施設の連絡員
- 罹災証明発行事務補助
- 仮設住宅等への入居に関する事務補助

復旧・復興事業での活用

○ 当面の復旧に関する事業

- がれきの片付け
- 流出した漁具の回収
- 高齢者の住宅の片付け
- 観光施設の清掃
- 公園等施設の清掃

○ 復興に向けての事業

- 街角の花壇づくり
- 農水産物の復興PR
- コミュニティビジネス支援
- 観光地のPR、観光ガイド
- 病院、商店等のマップ作成
- 高齢者宅への配食サービス
- 高齢者への買い物、通院の付き添いサービス

新しい公共支援事業

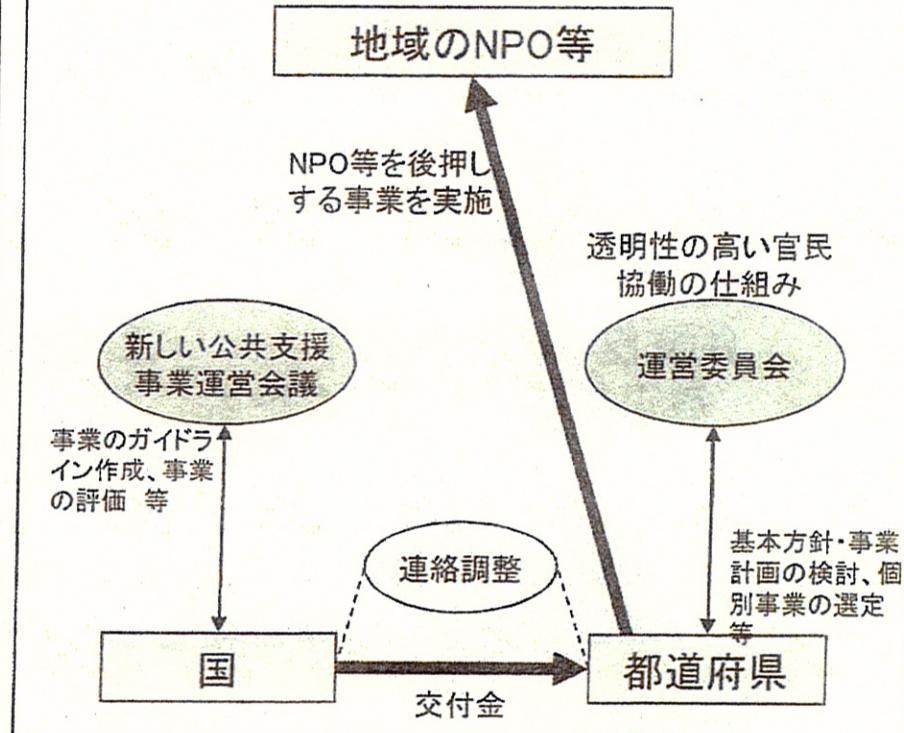
(平成22年度補正予算(87.5億円))

「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に交付金を配分し、各都道府県に設置する基金を用いて、NPO等の活動基盤整備や寄附募集の支援等を行うことにより、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするとともに、NPO、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援する。

事業内容(2年間で実施)

1. 都道府県(又は委託を受けた中間支援組織等)が、NPO等の民間非営利組織に対して、以下の事業を実施し、活動の阻害要因を解決
 - ① NPO等の活動基盤整備のための支援事業
(例:財務諸表の作成支援)
 - ② 寄附募集支援事業 (例:寄附募集イベントの開催)
 - ③ 融資利用の円滑化のための支援事業
(例:専門家派遣による個別指導)
 - ④ (行政機関から業務委託を受けるNPO等に対する)つなぎ融資への利子補給事業
 2. NPO等の民間非営利組織、地方公共団体等が連携して、以下のモデル事業を実施
 - ⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
(多様な担い手が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)
 - ⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業
(社会的な課題の解決に向けて、既存の制度や規制の制約を乗り越える取組)

基本スキーム



「新しい公共」…「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育・子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

新しい公共支援事業による東日本大震災への対応

●ステップ1 「新しい公共支援事業」の運用について(参事官通知) 3月18日

- ・都道府県に対し震災対応案件について十分配慮するように要請

●ステップ2 支援事業ガイドラインの改定 4月12日

①支援事業全体

震災対応への十分な配慮

②新しい公共の場づくりのためのモデル事業

- ・震災対応案件については予算枠の上限(1／2)を超えて実施が可能
- ・運営委員会へは事後報告でも可能

等を規定。

NPO等の活動支援を目的とする民間資金について

社会福祉法人やNPO法人などが、集めた寄付金を基に東日本大震災に関するNPO法人やボランティア団体の活動に助成を行っている。

○ 主な助成団体(助成先の公募が行われている)

実施主体	助成制度名称	助成金総額	一件あたりの最大助成額
中央共同募金会	災害ボランティア・NPO活動サポート募金	約19.6億円(5月26日現在)	原則300万円
日本財団	東北地方太平洋沖地震 災害にかかる支援活動助成	約15.7億円(5月27日現在)の一部	100万円
ジャパン・プラットフォーム	「共に生きる」ファンド	10億円(当面)	1,000万円

注:助成の対象・条件等や申請方法については各組織により異なるため、詳細は各団体のホームページ等により確認が必要

○ その他の助成団体(6月1日時点で把握しているもの)

日本ユニセフ、ジャストギビングジャパン、京都地域創造基金、(仮称)地域創造基金みやぎ、日本フランソロピー協会、JKA、Think the Earth基金、mundef、日本NPOセンター等、パブリックリソースセンター

平成23年5月31日
医療・福祉班

被災地における高齢者等の孤立死を防止するための対応策

- 仮設住宅への入居に伴って集団生活が解消され、逆に、いわゆる「孤立死」の増加が懸念されるところ。このため、仮設住宅への移行後も地域の繋がりを維持できるよう、高齢者等の見守り活動を行うなどの対策が重要。(阪神・淡路大震災でも大きな問題に)
- 各地域で確実に実践するためには、市町村長をはじめとする行政関係者、地域住民、福祉関係者、NPOなどの方々が問題意識を共有し、協働することが必要。

- 1 地域社会からの見守り活動の支援
 - (1)市町村社協、NPO等による見守り活動(民生委員等と連携。雇用創出基金も活用。)
 - (2)地域包括支援センターによる地域の見守り活動
- 2 仮設住宅の中からの見守り活動の支援～地域支え合い体制づくり事業～※基金事業
 - (1)仮設住宅における高齢者等への「サポート拠点」(介護や交流の拠点)の設置運営
 - (2)地域の支え合い活動の立ち上げに対する専門職(ケアマネジャー等)による支援
- 3 優れた実践事例の収集と被災地への提供～孤立死対策に関する会議の開催など～
 - (1)福祉関係の財団法人、被災地の先進的な市町村長、阪神・淡路大震災の際の行政経験者、社会福祉協議会、NPOなどの関係者に参考いただく。
 - (2)先進的な取組事例を収集してとりまとめ、関係市町村に提供。
 - (3)マスコミへも幅広く情報発信。

応急仮設住宅における孤立死の防止（イメージ）

